

あさひが丘自治会だより【4月号】

発行日:2025年3月24日 発行者:あさひが丘自治会



定期総会の開催関係について

〔自治会長〕

～令和4年度総会で自治会規約改正・決議をした「代議員制度」、実施3年目となります～

次のとおり、4日間実施致します。皆さんのご協力をお願い致します。

1 令和7年度自治会「定期総会」予定日及び出席者等

- (1) 日時、場所 令和7年5月18日(日)14時から あさひが丘自治会館ホール
(2) 出席者 令和5年度常任役員及び副部長、各班からの代議員2人以内

《 総会「代議員」予定者及び任務(規約第9条の2、9条の3) 》

- A 代議員予定者 原則として現班長及び新班長予定者、若しくはその代理人
B 代議員の任務 総会に出席し、議案を審議し議決する。

《 「総会の成立」「議案の議決」(規約第11条4項、同5項) 》

- A 総会の成立 代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。
B 議案の議決 出席した代議員の過半数の賛成により決する。

2 「全会員からの意見集約」とその対応予定等

- (1) 意見集約 4月末頃「総会議案書」の各戸配付後、「自治会だより5月号(5月上旬)」により、書式を例示し、全会員からの意見・要望等を聴取することとします。
(2) 意見・要望等の対応 主な対応は、これまで同様に、「自治会だより6月号」によりお知らせするほか、必要により常任役員等会議で対応を協議・決定し、その後の「自治会だより」によりお知らせすることとします。

3 今後の主なスケジュール

- ◎ 4月12日(土) 常任役員等会議～「総会議案書」の決議、印刷へ
- ◎ 4月25日(金) 「総会議案書」を各班長に配付、各戸配付へ
- ◎ 5月9日(金) 各班「代議員」の決定・集約、代議員名簿等の作成へ

[2枚目につづく]

4 総会に提案予定の自治会規約一部改正案要旨

自治会規約第 14 条「会費」の一部改正案を提案させていただく予定です。

(1) 自治会費・排雪費を改正する趣旨・経緯等の要旨

ア 令和 3 年度以降排雪費が大幅増額されてきたこと、臨時除雪を必要年度に実施してきたこと、街路灯(防犯灯)の計画的な更新時期に来ていること、会館老朽化に伴う支出増等の状況にあることなどから、常任役員等会議において「除排雪費～月 100 円、自治会費～月 100 円」の「値上げ・素案」を決定し、10 月に全世帯に対するアンケート調査を実施しました。

イ アンケート調査の結果概要は、自治会だより「12 月号」で配布致しました。

戸建て 581 世帯のうち 427 世帯(73.5%)からの回答概要は次のとおりでした。

- ① 全体の 74.5%の方が、自治会費及び除排雪費とも「値上げはやむを得ない」との結果で、双方とも「値上げはしないでもらいたい」との方は 5.6%でした。
- ② 値上げ額が「妥当である」が 33.3%、「この程度はやむを得ない」が 46.4%で、合わせて 79.7%の方が値上げにおおむね賛成という結果でした。
- ③ 自治会「臨時除雪」の実施については、「値上げをした上で、臨時除雪を実施した方が良い」という方が、81%でした。

ウ 11 月 30 日(土)の常任役員等会議において、アンケート調査結果を受けて協議し、

「月額、自治会費は 100 円、除排雪費も 100 円値上げすることとし、令和 7 年度定期総会に規約改正の議案を提案する。」などの方針を決定した。

(2) 自治会規約の一部改正案

[改正後]第 14 条(会費)

- ◎ 第 1 項 自治会費は一世帯当たり月額 500 円とし、排雪費は一世帯当たり月額 400 円とする。
- ◎ 第 2 項 アパート入居会員の一世帯当たりの自治会費は月額 250 円とし、排雪費は次の計算で得た額とする。

アパートの占有区画数 × 400(円) ÷ 入居可能戸数(1 円単位切り捨て)

◎ 「調整池多目的運動施設の利用＝調整池運営委員会」

1 利用期間 4 月 27 日(日)～10 月 18 日(土)までの間

2 利用時間 午前 8 時から午後 6 時まで(9 月以降は午後 5 時まで)

3 利用スポーツ等 テニス、バスケット、ミニサッカー等

4 利用方法 「利用申込書」に記入。注意事項を順守すること。 [令和 7 年 4 月総務部]

